

令和元年 9 月

お客様各位

五条ガス株式会社
県営住宅南和団地

消費税の増税に伴うガス料金改定のお知らせ

拝啓

平素は、一方ならぬご愛顧にあずかり、厚くお礼申し上げます。
このたび、消費税法の改正により消費税等(※1)の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、令和元年10月1日より、下記①から下記②へとガス料金(※2)(基本料金及び基準単位数)を改定いたします。
なお、今回の改定内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。
(※1)「消費税等」＝消費税及び地方消費税の合計
(※2)「ガス料金」＝消費税込みで表示されている料金。税抜き価格に変更はありません。

【ガス料金表の改定時期及び経過措置について】

今回のガス料金表の改定は、消費税率の改定に合わせ、令和元年10月1日に行い、同日から適用いたします。
ただし、消費税法の経過措置により、令和元年9月30日以前より継続してガスをご利用いただいているお客様の10月検針分(令和元年10月1日から令和元年10月31日までに行う検針によるガス料金のご請求)につきまして適用される消費税率は8%となりますのでお知らせいたします。

敬具

記

改定の内容

①変更前料金：旧料金表 (消費税率 8%)

	基本料金 (円)	基準単位数料金 (円/m ³)
料金表 A (0~8m ³ まで)	972.00	469.80
料金表 B (8~30m ³ まで)	1,196.64	441.72
料金表 C (30m ³ 以上)	2,039.04	413.64

②変更後料金：新料金表 (消費税率 10%)

	基本料金 (円)	基準単位数料金 (円/m ³)
料金表 A (0~8m ³ まで)	990.00	478.50
料金表 B (8~30m ³ まで)	1,218.80	449.90
料金表 C (30m ³ 以上)	2,076.80	421.30

※上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
※「ガス料金＝基本料金＋(基準単位数料金±調整額)×使用量」です。
※毎月のガス料金に適用する「単位数料金(検針票でお知らせしています)」は、基準単位数料金に平均原料価格の変動を加味して毎月決定されます。
※供給地点特定番号は検針票の(お客様番号)欄に記載しております。

詳しい説明を希望される場合や、ご不明な点がある場合等には、下記窓口までご連絡ください。

お問い合わせ先	登録番号	G0011
	五条ガス株式会社	
	奈良県五條市野原中	5-6-21
	電話番号	0747-22-3344

令和元年 9 月

一般料金ご利用のお客様各位

五条ガス株式会社

消費税の増税に伴うガス料金改定のお知らせ

拝啓

平素は、一方ならぬご愛顧にあずかり、厚くお礼申し上げます。

このたび、消費税法の改正により消費税等(※1)の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、令和元年10月1日より、下記①から下記②へとガス料金(※2)(基本料金及び基準単位料金)を改定いたします。

なお、今回の改定内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

(※1)「消費税等」＝消費税及び地方消費税の合計

(※2)「ガス料金」＝消費税込みで表示されている料金。税抜き価格に変更はありません。

【ガス料金表の改定時期及び経過措置について】

今回のガス料金表の改定は、消費税率の改定に合わせ、令和元年10月1日に行い、同日から適用いたします。

ただし、消費税法の経過措置により、令和元年9月30日以前より継続してガスをご利用いただいているお客様の10月検針分(令和元年10月1日から令和元年10月31日までに行う検針によるガス料金のご請求)につきまして適用される消費税率は8%となりますのでお知らせいたします。

敬具

記

改定の内容

①変更前料金：旧料金表 (消費税率 8%)

	基本料金 (円)	基準単位料金 (円/m ³)
料金表 A (0~20m ³ まで)	874.80	223.23
料金表 B (21m ³ ~)	1,332.72	200.34

②変更後料金：新料金表 (消費税率 10%)

	基本料金 (円)	基準単位料金 (円/m ³)
料金表 A (0~20m ³ まで)	891.00	227.37
料金表 B (21m ³ ~)	1,357.40	204.05

※上記料金表には、消費税等相当額を含みます。

※「ガス料金＝基本料金＋(基準単位料金±調整額)×使用量」です。

※毎月のガス料金に適用する「単位料金(検針票でお知らせしています)」は、基準単位料金に平均原料価格の変動を加味して毎月決定されます。

※供給地点特定番号は検針票の(お客様番号)欄に記載しております。

詳しい説明を希望される場合や、ご不明な点がある場合等には、下記窓口までご連絡ください。

お問い合わせ先	登録番号	G0011
	五条ガス株式会社	
	奈良県五條市野原中5-6-21	
	電話番号	0747-22-3344

令和元年 9 月

L P ガスご利用のお客様各位

五条ガス株式会社

消費税の増税に伴うガス料金改定のお知らせ

拝啓

平素は、一方ならぬご愛顧にあずかり、厚くお礼申し上げます。
このたび、消費税法の改正により消費税等(※1)の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、令和元年10月1日より、下記①から下記②へとガス料金(※2)(基本料金及び基準単位数料金)を改定いたします。
なお、今回の改定内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。
(※1)「消費税等」＝消費税及び地方消費税の合計
(※2)「ガス料金」＝消費税込みで表示されている料金。税抜き価格に変更はありません。

【ガス料金表の改定時期及び経過措置について】

今回のガス料金表の改定は、消費税率の改定に合わせ、令和元年10月1日に行い、同日から適用いたします。
ただし、消費税法の経過措置により、令和元年9月30日以前より継続してガスをご利用いただいているお客様の10月検針分(令和元年10月1日から令和元年10月31日までに行う検針によるガス料金のご請求)につきまして適用される消費税率は8%となりますのでお知らせいたします。

敬具

記

改定の内容

①変更前料金：旧料金表 (消費税率 8%)

	基本料金 (円)	基準単位数料金 (円/m ³)
料金表 A (0~10m ³)	1,620.00	507.60
料金表 B (50m ³ まで)	2,160.00	453.60
料金表 C (50.1m ³ 以上)	7,020.00	356.40

②変更後料金：新料金表 (消費税率 10%)

	基本料金 (円)	基準単位数料金 (円/m ³)
料金表 A (0~10m ³)	1,650.00	517.00
料金表 B (50m ³ まで)	2,200.00	462.00
料金表 C (50.1m ³ 以上)	7,150.00	363.00

- ※上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- ※「ガス料金＝基本料金＋(基準単位数料金±調整額)×使用量」です。
- ※毎月のガス料金に適用する「単位数料金(検針票でお知らせしています)」は、基準単位数料金に平均原料価格の変動を加味して毎月決定されます。
- ※供給地点特定番号は検針票の(お客様番号)欄に記載しております。

詳しい説明を希望される場合や、ご不明な点がある場合等には、下記窓口までご連絡ください。

お問い合わせ先	登録番号	G0011
	五条ガス株式会社	
	奈良県五條市野原中	5-6-21
	電話番号	0747-22-3344